

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和4年5月30日(月) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時00分

2 場 所 川南町役場 第1会議室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口 裕二	2番	長友 順子	3番	新垣 吉男
4番	井尻 恵雄	5番	湯地 二三夫	6番	森 信幸
7番	河野 博子	8番	山下 栄	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高 重樹	11番	佐光 真美	12番	林田 泰代
13番	黒木 正行	14番	有澤 章	15番	戸高 一志
16番	永田 貞義	17番	河野 伊栄雄	18番	樽見 一寛

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第23号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第5 議案第24号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 第6 議案第25号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第26号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第8 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 6番 森 信幸 7番 河野 博子

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三好 益夫 局長補佐 岩切 拓也 係長 川崎 恵美
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ 諸報告	議長	皆様、おはようございます。 それでは、5月の定例総会を始めます。
	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、5月の諸報告をさせていただきます。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 11日、双日との連携協定書調印式があり、会長が出席されました。 13日、川南町農業者年金受給者協議会役員会が開催されました。 19日、4・5条現地調査検討会、第2小委員会を開催しました。 23日、尾鈴農業公社第1回理事会・総会が尾鈴地域農業活性化センターにて開催され、会長が出席されました。 24日、児湯農業改良普及事業推進協議会総会が児湯農業改良普及センターにて開催され、会長が出席されました。 本日、5月定例総会であります。 総会終了後、県農業振興公社による農地売買等事業説明があります。 午後、非農地判断現地調査(第1、第3小委員会)を開催いたします。 31日、全国農業委員会会長大会が東京都にて開催され、会長が出席されます。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	4番	議長、4番。 5月10日、午前9時より役場第3会議室で13番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、6番 森 信幸委員、7番 河野 博子委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第23号 3条許可	議長	【日程第4】議案第23号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第23号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人、渡人は、兄弟になります。今までは、賃貸借を結んでいましたが今回は売買をする者です。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第24号 4条承認	議長	【日程第5】 議案第24号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第24号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
	6番	議長、6番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 5月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号は、許可相当を判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	17番	議長、17番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。倉庫兼作業場と作業車が転回するスペースも含まれています。申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地という理由から農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくようお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第25号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第25号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第25号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、7件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願ひ申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
	6番	議長、6番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 4月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号から7号は全て許可相当と判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 ここで、8番委員の退室を求めます。 ＜ 8番委員 退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	18番	議長、18番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 ここで、8番委員の入室を許可します。 ＜ 8番委員 入室 ＞ 次に、2号。
2号 補足説明	16番	議長、16番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。農振除外申請の際に現地確認をした農地になります。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地から第2種農地と判断されますが、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	5番	議長、5番。 太陽光で入ってくる場合、県外の業者はどのような関係で入ってくるのですか。
	事務局	議長、事務局。 所有者の方から業者に連絡する場合と業者が山間部や2種農地になりそうの農地の所有者に連絡をしてくる場合の2通りあると思います。
	議長	他にございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	16番	議長、16番。 3号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。先ほどの2号と同じ地区になります。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地から第2種農地と判断されますが、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	<p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>3号については、承認する事にいたします。</p> <p>次に、4号。</p>
4号 補足説明	7番	<p>議長、7番。</p> <p>4号について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。申請地の農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地であることから第3種農地に判断されるので許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	<p>4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>4号については、承認する事にいたします。</p> <p>次に、5号。</p>
5号 補足説明	7番	<p>議長、7番。</p> <p>5号について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地から第2種農地と判断されますが、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいいたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、承認する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	7番	議長、7番。 6号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この農地の横に水路が通っていて水利権を持つ会長に確認したところ、電話で連絡があって6月1日に現地に集合して話をするというので、ぎりぎりにフェンスができると作業が出来なくなるので、そのことを話をするというのでした。譲渡人、譲受人ともそのことはわかっていて、ちゃんと対応しますとのことでした。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地から第2種農地と判断されますが、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 6号については、承認する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	7番	議長、7番。 7号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請地の農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地であることから第3種農地に判断されるので許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 7号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第26号 集積(利用権)	議長	【日程第7】 議案第26号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第26号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、9件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	3番	議長、3番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	3番	議長、3番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	7番	議長、7番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	7番	議長、7番。 5号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	7番	議長、7番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	12番	議長、12番。 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、8号。
8号 補足説明	3番	議長、3番。 8号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	議長 8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 8号については、決定する事にいたします。 次に、9号。
9号 補足説明	3番	議長、3番。 9号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 議長	議長 9号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 9号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第8】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、中間管理事業への移行が2件、売買のためが1件、借り手の都合が2件の計5件となります。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「6月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「6月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和4年5月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 5月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

6番

7番